

広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果

1 はじめに

食品の表示は、消費者が食品を購入する際、食品の内容を正しく理解し、選択したりする上で重要な情報源です。

農林水産省では、一般に販売されている食品の科学的分析や食品表示110番に寄せられた疑義情報等を基に疑義業者に対する立入検査による監視、不適正な行為に対する是正のための指導を行ってきました。

その中で、外国産あさりが入混している疑いがある国産あさがりが多量に流通していると推測されたことから、令和3年度に「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査」を実施しました。

※広域小売店：事業所、店舗等が複数の都道府県に所在する事業者

2 目的

小売店におけるあさりの産地表示の実態を消費者へお知らせするとともに、販売業者や流通業者に対し適切な原産地の確認を促すなど、業界全体で表示の適正化に取り組むよう協力依頼を行います。

また、農林水産省においては、関係機関とも連携し、調査結果を今後の監視業務に活用します。

3 結果概要

令和3年10月から12月末までの間（以下「調査期間」という。）の原産地別の販売状況については、熊本県産あさりの推計販売数量が2,485トンとなり、年間の熊本県産あさりの漁獲量を大幅に上回る量が販売されていることが推測され、また、科学的分析の結果、買い上げた熊本県産あさりのほとんどが「外国産あさがりが混入している可能性が高い」と判定されました。いずれも外国産あさがりが混入している疑いがある結果となりました。

4 調査方法

(1) 広域小売店におけるあさりの販売状況調査

ア 農林水産省が食品表示の監視業務のために管理する事業者マスタを基にした全国の広域事業者のうち、あさがりが販売されている可能性のある広域小売店（ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア等を除く。）17,164店舗から無作為に選定した全国47都道府県の1,005店舗に調査を実施しました。

イ 調査実施期間は、国産あさりの漁獲量が減少する10月から12月末までの3か月間としました。

ウ 販売されているあさりの表示内容について、仕入先からの容器包装、伝票類を基に

原産地の真正性及び過去7日間の販売数量を調査しました。

(2) 科学的分析調査

上記(1)の調査時に、販売されているあさを原産地別に50点買い上げ、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)において、DNA鑑定による原産地判別を行いました。

5 販売数量の検証方法

上記4の(1)で確認した7日間の販売数量を基に、一店舗あたりの原産地別販売数量を算出し、調査期間の広域小売店における販売数量を推計しました。

6 販売状況調査結果

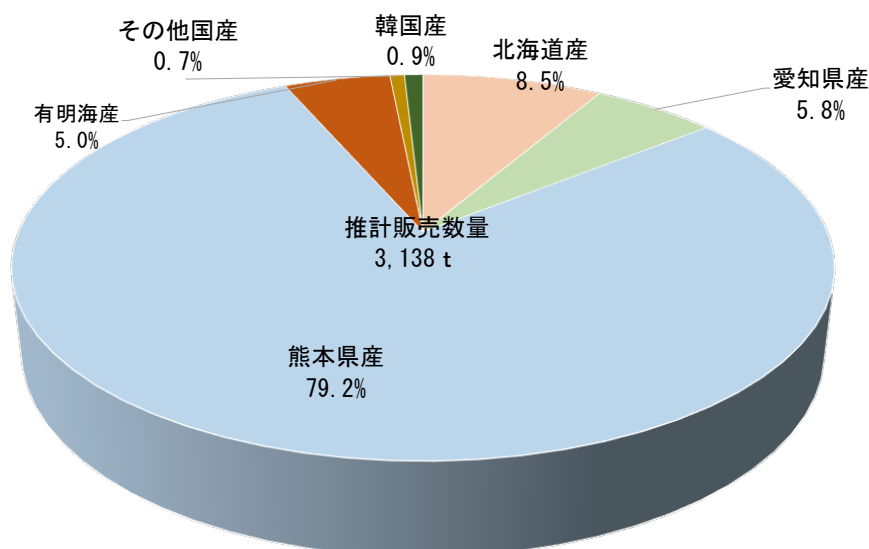
(1) 広域小売店におけるあさりの販売状況

ア 調査を実施した広域小売店1,005店舗のうち、829店舗(82.5%)で生鮮あさり(冷凍のものを除く)が販売されていました。

イ 調査期間に全国で3,138トンのあさが販売されたとの推計結果になりました。

なお、原産地別の販売割合は、高い順に熊本県産79.2%、北海道産8.5%、愛知県産5.8%、有明海産5.0%、韓国産0.9%、その他国産0.7%でした。

【参考1】推計販売数量による原産地別販売割合



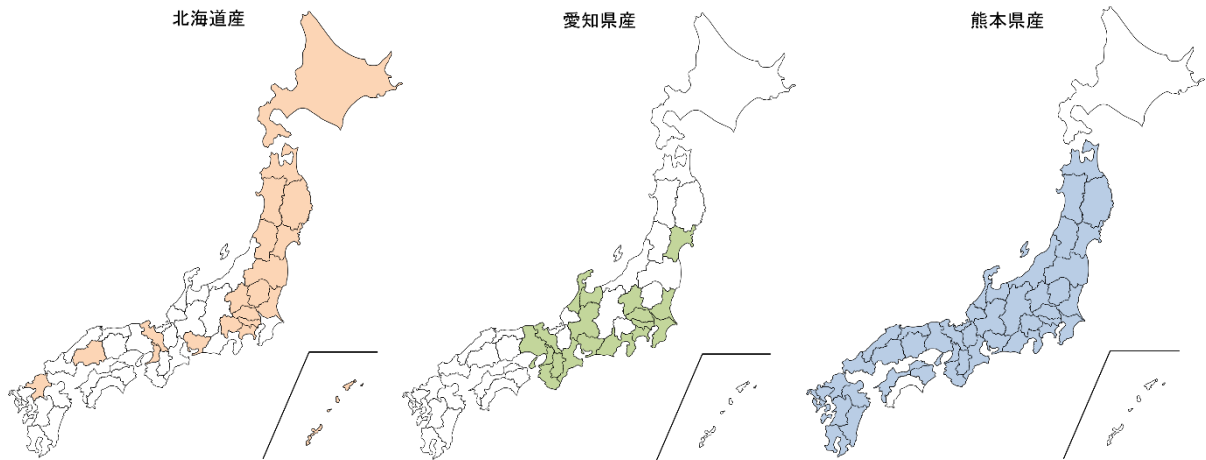
※ 推計販売数量=(1日あたり販売数量÷調査店舗数)×調査母体数×日数(10月から12月までの92日)
※ 1日あたり販売数量=7日間の販売数量または(7日間の仕入数量-(7日間の仕入数量×廃棄割合))÷7日
※ 有明海産は、複数の県(福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県)に接した水域であり、県が特定できないため、水域名を表記
※ その他国産は、千葉県産、静岡県産、三重県産及び広島県産の計
※ 数値については、四捨五入により一致しない場合がある

ウ 最も販売割合が高い熊本県産は、北海道、四国の一部及び沖縄を除く都府県で販売されていました。

エ 北海道産は北海道、東北、関東を中心に、愛知県産は関東、東海、近畿を中心に販売されていました。

オ 韓国産は、四国及び九州の一部の県で販売されていました。

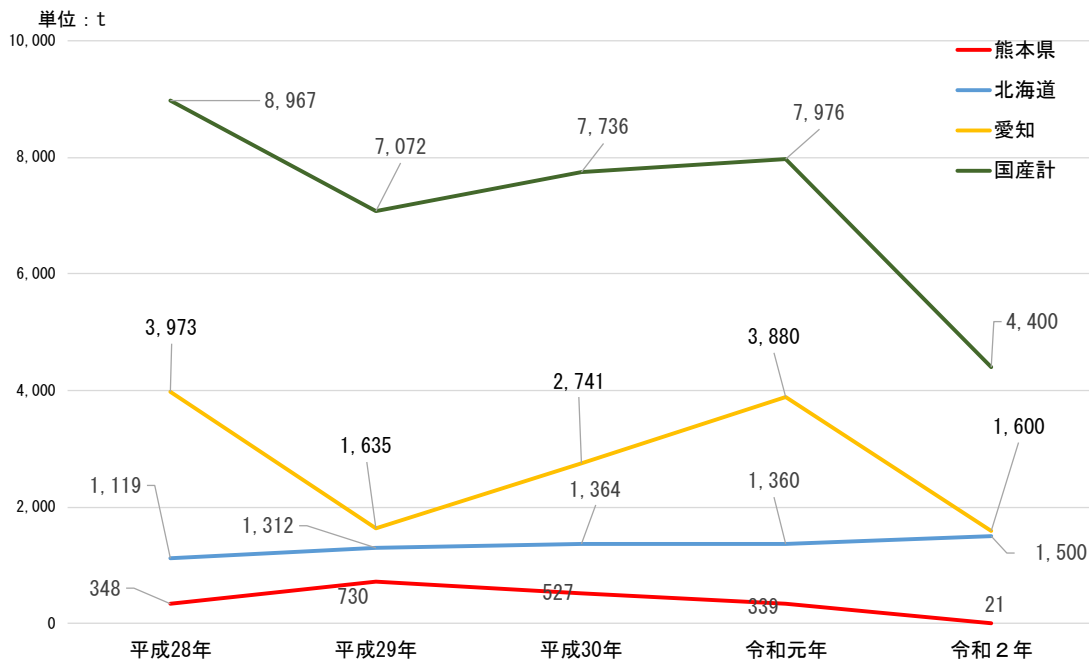
【参考2】原産地別の販売地域



(2) 過去5年間の国産あさりの漁獲量の推移

- ア 令和2年の国産あさりの漁獲量は**4,400トン（速報値）**であり、平成28年と比較すると半分以下となっています。
- イ 最も販売割合が高い熊本県産あさりの**令和2年漁獲量は21トン**であり、過去5年間で最も減少しています。
- ウ 北海道産あさりの令和2年漁獲量は**1,500トン**であり、平成28年と比較すると**約380トン**増加しています。
- エ 愛知県産あさりの令和2年漁獲量は**1,600トン**であり、過去5年間、漁獲量が最も多い産地です。

【参考3】国産あさりの漁獲量



※ 漁獲量：農林水産省「海面漁業統計調査」（令和2年は速報値：熊本県産は、熊本県への聴取結果）

7 漁獲量と広域小売店での推計販売量の比較

- (1) 調査期間における国産あさりの推計販売数量は3,111トンとなり令和2年漁獲量4,400トンを上回る国産あさりが全国の広域小売店で販売されていたことを示す結果になりました。
- (2) 最も販売割合が高い熊本県産あさりの推計販売数量は2,485トンであり、令和2年漁獲量21トンを大幅に上回る熊本県産あさりが販売されていたことを示唆する結果となりました。

【参考4】漁獲量と調査期間の推計販売数量との比較

(単位:t)

項目	国産				
	計	北海道産	愛知県産	熊本県産	その他国産
令和2年漁獲量	4,400	1,500	1,600	21	1,279
調査期間の推計販売数量	3,111	265	183	2,485	178

※漁獲量：農林水産省「海面漁業統計調査」(速報値：熊本県産の漁獲量は熊本県への聴取結果)

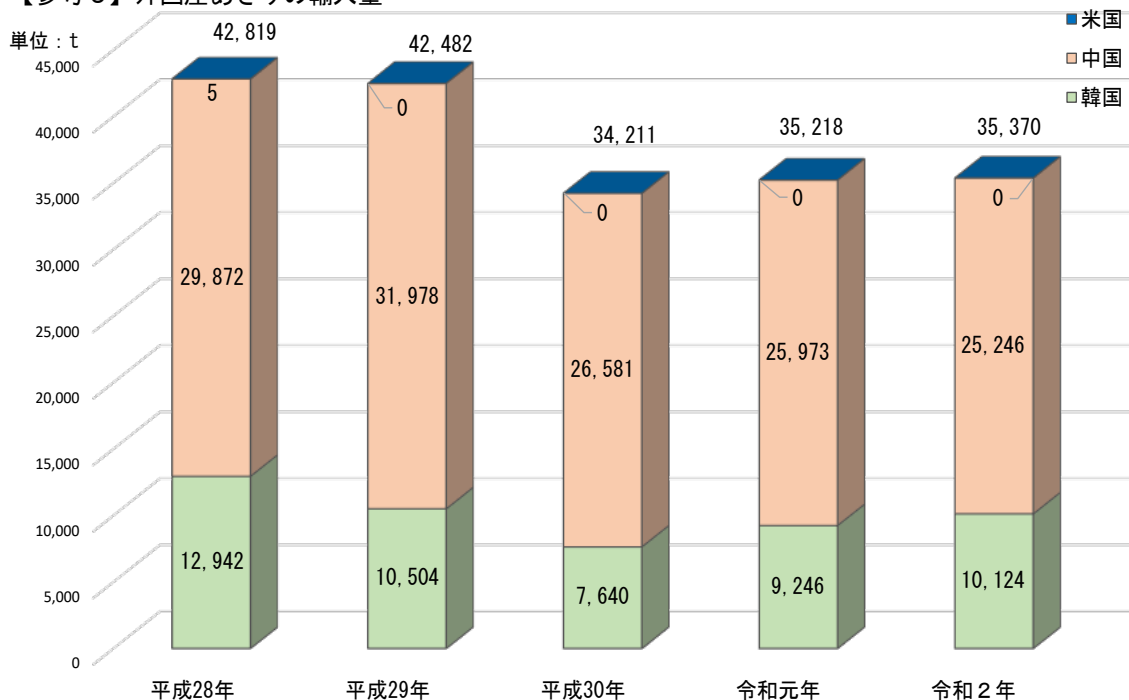
※推計販売数量のその他国産は千葉県産、静岡県産、三重県産、広島県産及び有明海産の計

8 国内におけるあさりの流通状況

(1) 外国産あさりの輸入量

- ア あさりは主に中国及び韓国から輸入されており、令和2年においては、中国産が25,246トン、韓国産が10,124トン(計35,370トン)輸入されています。
- イ 過去5年間は、平均で約38,000トンが輸入されており、中国産が約7割以上を占めています。

【参考5】外国産あさりの輸入量



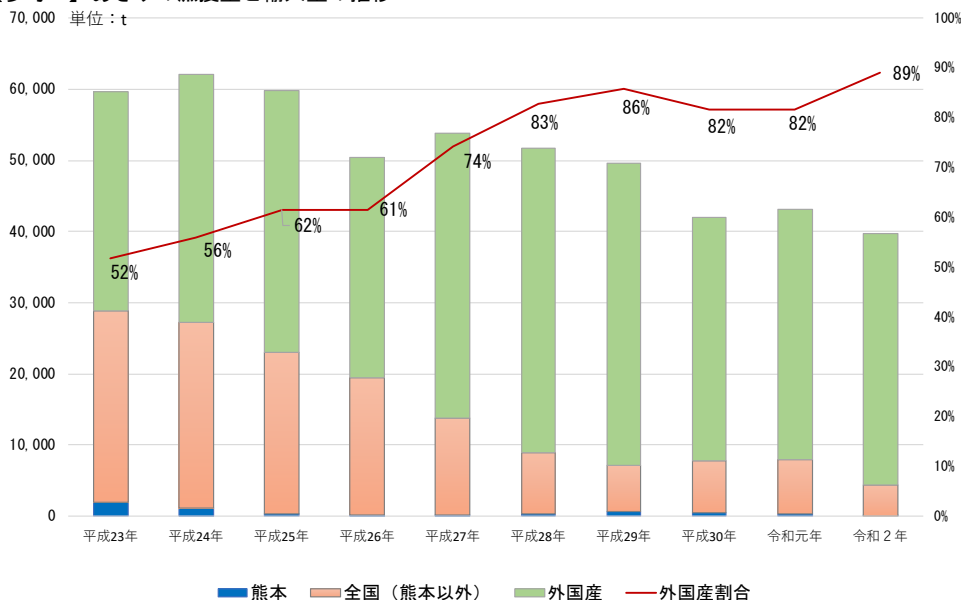
※輸入量：財務省「貿易統計」

(2) あさりの漁獲量と輸入量の推移

ア 平成 23 年以降、一部ばらつきはあるものの漁獲量及び輸入量ともに減少傾向にあります。

イ 平成 27 年以降、国産あさりの漁獲量減少により、国内の流通量に占める輸入あさりの割合が増加する傾向にあり、令和 2 年は国内流通量の約 9 割となっています。

【参考 6】あさりの漁獲量と輸入量の推移



※漁獲量：農林水産省「海面漁業統計調査」（令和2年は速報値）
 ※輸入量：財務省「貿易統計」

9 科学的分析調査結果

(1) 広域小売店で販売されているあさり 50 点（原産地別に熊本県産を 31 点、北海道産を 7 点、愛知県産を 9 点、その外国産を 3 点（三重県産を 1 点、広島県産を 2 点））を買上げ、FAMICにおいて科学的分析（DNA分析（一塩基多型の比較））を行いました。

(2) 分析の結果、熊本県産 30 点（97%）が「外国産が混入している可能性が高い」と判定されました。なお、本分析は、外国産あさりの混入の可能性（疑義の有無）を判定するものであり、この結果のみでは原産国を特定することはできず、仕入先、販売先等の流通ルートにさかのぼって立入検査を実施し、事実を認定していくこととなります。

【参考7】科学的分析調査結果

(単位：点)

項目	北海道産	愛知県産	熊本県産	その外国産	計
買上数	7	9	31	3	50
疑義有	0	0	30	0	30
疑義割合	0%	0%	97%	0%	60%

※その外国産は三重県産及び広島県産

10 今後の対応

農林水産省では、以下のとおり、関係機関と連携しながら、引き続きあさりの表示の

適正化に取り組みます。

- (1) 本調査により確認した原産地表示の疑義について、関係自治体とも連携しながら、速やかに立入検査を実施するなど徹底した疑義解明を行い、不適正な行為を確認した場合は、厳正な措置を行います。
- (2) 食品表示法違反の行為を確認した場合などには、食品表示連絡会議を構成する各行政機関（消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省）で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。
- (3) 本調査の結果を基に、水産物の生産、流通及び販売に携わる団体、都道府県水産担当に対し、あさりの産地伝達の確認の徹底等について周知いたします。